

札幌市水防センター駐車場等除雪業務 仕様書

1 対象施設

札幌市東区東雁来13条4丁目 札幌市水防センター
(別紙1・位置図のとおり)

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)まで

3 業務内容

- (1) 受託者はタイヤショベル(1.4~2.0m³級・可変プラウ)及び人力により、委託者が指定した施設構内通路(正面玄関まで)及び駐車場の除雪作業を行うものとする(別紙2・除雪平面図のとおり)。
- (2) 受託者は除雪した雪を構内の適切なスペース(駐車場の除雪対象箇所以外等)にたい積すること。なお、たい積の際には施設、樹木等の損傷がないよう十分留意し対応を講じること。
- (3) 除雪回数は、ほぼ連続した降雪で、積雪深が10cmを超え積雪により車両の走行が困難となり、除雪作業が必要と予想されるとき、かつ委託者による指示があった場合に行うこととし、12月は3回、1月は5回、2月は5回、3月は1回(雪割り等の構内整理含む。)を行うことを想定し合計14回(1回あたり約1時間)を見込んでいる。
- (4) 除雪作業後の圧雪厚等については、札幌市(雪対策室)が実施する道路維持除雪業務における除雪作業施工基準における補助幹線(10~20m未満、2車線)に準じること。

4 施設の破損防止

受託者は降雪前に構内の状況を十分確認し、縁石等施設の破損防止に努めること。

万が一破損等が発生した場合は受託者の過失によらない場合を除き、受託者の責任において修復すること。

5 安全の確保

- (1) 受託者は業務の履行に当たっては事故の防止等に細心の注意を払い、道路交通法等関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は業務の履行に当たり受託者の不注意により生じた事故等に対して、受託者の責任において処理すること。

6 提出書類

- (1) 受託者は、月毎に、作業日報等により作業日毎の履行結果を委託者に対して通知すること。
この場合、1回の作業毎に、構内において除雪作業を開始した時点を「開始時間」、作業の完了した時点を「終了時間」として必ず作業日報に記載すること。
- (2) 受託者は作業日報等に「タコメータ表」又はその写しを添付すること。ただし、「タコメータ表」がない機械の場合は、担当職員の確認を受けること。
- (3) 受託者は本業務の完了後、速やかに完了届を提出するものとする。

7 支払

委託者は、本業務完了後に一括して業務委託費を支払うものとする。

8 環境配慮

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

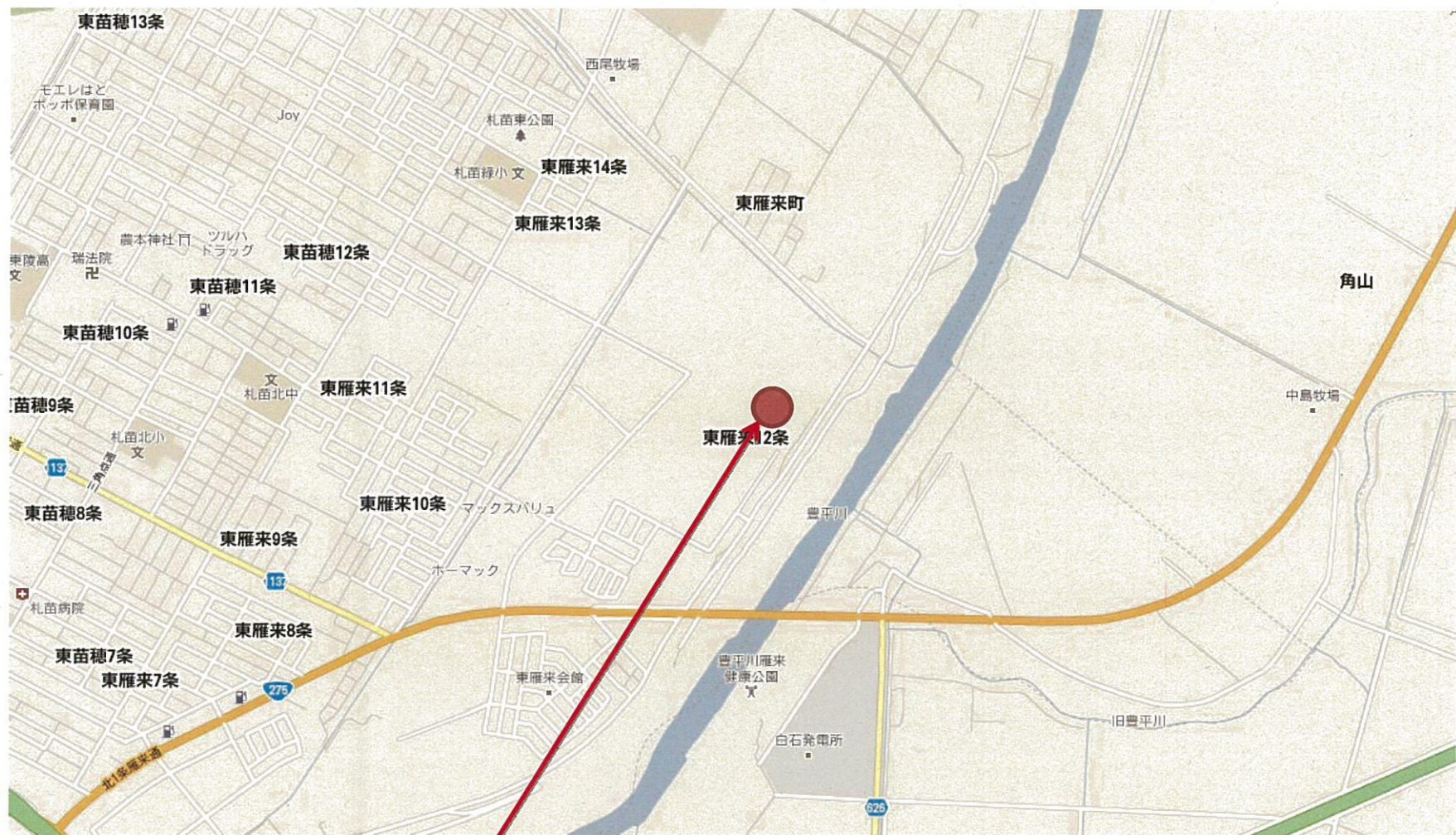
- (1) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) 業務にかかわる用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

9 その他

- (1) 受託者はいかなる場合でも業務が履行できるよう準備体制を整え、不測の場合は直ちに委託者に通知すること。
- (2) 受託者は業務履行に当たり本仕様書に明示されていない事項、疑義を生じた事項、その他必要な事項については相互に協議し決定すること。

10 委託者の連絡先

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課管理係
住所：札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1
電話番号：011-818-3415



【設置場所】

札幌市東区東雁来13条4丁目2番地
豊平川河川防災ステーション

図番	図面名称
1	付近案内図

